

第4回 社会保障改革に関する有識者検討会
議事要旨

1 日時

平成22年12月1日（水）16:30～18:04

2 場所

内閣府本府5階特別会議室

3 出席者

宮本 太郎 北海道大学大学院法学研究科教授【座長】
駒村 康平 慶應義塾大学経済学部教授【副座長】
井伊 雅子 一橋大学国際・公共政策大学院教授
土居 丈朗 慶應義塾大学経済学部教授

4 議事概要

(1) 宮本座長より、論点メモ（委員限り）が配布され、それに沿って説明。

(2) 事務局より資料に沿って説明。

(3) 意見交換

- いくつかの選択肢について、それぞれのメリットとデメリット、給付と負担のバランスなどを提示しつつ、議論をするのがこの検討会の意義ではないか。財源の議論が主になってしまっているのではないか。
- 財源確保のための社会保障論議ではない。世の中の変化に対応して、どういう社会保障が望ましいのか、そしてそれから論理的に帰結する負担のあり方がどのように優先課題として掲げられるのかということを出し出すことが重要な課題である。
- 参加保障、参加型保障、ポジティブ・ウェルフェア、ソーシャル・インクルージョン、社会的包摂との表現があり、どの言葉を使うことが適切かについては難しいところである。
- 社会保障制度改革の各論については、委員から意見をいただいているが、各論をどの程度報告書に書くのか、よく考えなければならない。
- 民主党の税と社会保障の抜本改革調査会の中間整理を参考とすべきではないか。

- 年金制度の持続可能性にとって一番脅威であるのは少子高齢化の問題である。
- 社会保障国民会議では、年金について、若年層の世代間格差感への配慮を提言しており、本検討会の報告にも記述するのがよいのではないか。
- 社会保障国民会議における年金についての若年層の世代間格差感への配慮は、具体的には、育児期間中の保険料の免除を強化する、追納期間を長くすることにより若いときに保険料の支払いが困難であっても追納を行いやすくする、といった内容である。
- 年金制度改革についての与野党協議は、議論するだけではなく、早急に合意に至ることが重要なのではないか。
- 労働の非正規化や労働市場の流動化が社会保険料の個人負担の基盤を揺るがし、社会保険料の逆進性を強めるとの指摘があるが、現行制度を前提とした場合にそう言えるのであって、労働市場の流動化等に対応した社会保険料の負担の求め方などを用意していれば特に個人負担の基盤を揺るがすことにはならない。
- 多額の赤字国債を発行して財源調達している現状を鑑みれば、社会保険料負担を減らし、財源をより税で求めることにしても、社会保障制度の持続可能性を高める方策に必ずしもなるわけではない。
- 国民負担率が高いと経済成長の足かせになるという意見がある一方で、そのような相関関係はないので社会保障を充実すべきという意見もある。この両意見に対して、国民負担率が上がっても単純に経済成長が落ち込むわけではなく、社会保障の充実により国民の安心が高まり、雇用と消費が拡大するなど経済成長につながる、と説得する必要がある。
- 今の社会保障制度は、社会保険料と公費の混合方式だが、実は公費のすべてを税金でまかなうことができず、その分赤字国債で手当てされている、つまりその分の負担を今の国民はしていない、ということが意外に国民に認識されていないのではないか。
- 現在、予算総則上、消費税の収入が充てられることとされているのは高齢者3経費（基礎年金、老人医療、介護）であるが、区分経理される社会保障財源としての消費税の収入は、より広く、平成21年度税制改正法附則第104条に規定されている年金、医療、介護及び少子化対策に充てられてよいのではないか。
- 区分経理される社会保障財源が、行政の肥大化に繋がることのないように本検

討会の報告に明記すべきである。

- 地方自治体が独自に創意工夫で上乗せ、横出しする部分の財源は、課税自主権を発揮して、それぞれの自治体での税収で賄うべきである。
- 医療・介護の改革の内容は、政権交代によって根本的に否定されるようなものではなく、実現のための財源がないことが現在の課題であると言えるのではないか。
- 報告書で提起する社会保障諮問会議（仮称）は、経済財政諮問会議とは常設という点で同じだが、与野党の議員が入るという点で全く違うものである。
- 社会保障諮問会議は、省庁再編前に総理府に設置されていた社会保障制度審議会のような役割を担うと想定されているが、現在、厚生労働省に設置されている社会保障審議会とは異なることを明記すべきである。
- 良質な介護人材の確保について、本検討会の報告に記述すべきではないか。

(以上)